

## 調査結果

### 1. 調査趣旨

大都市地域における特別区の設置に関する法律第1条では、「道府県の区域内において関係市町村（指定都市）を廃止し、特別区を設けるための手続などについて定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。」と規定されています。この法律に基づいて、大阪府及び大阪市の両議会の議決を経て、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置されました。

本協議会の規約第3条では、協議会の担任する事務については、「大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること」「大阪市の区域における特別区の設置に関し必要な協議を行うこと」とされています。

また、同規約第6条第6項には、「会長及び委員は、協議会の目的に従い、誠実にその職務を行わなければならない。」と定められています。

こうした規定があるにも関わらず、規約に反し、特別区設置協定書の作成に反する行為（制度改革の賛否に関する入り口論の発言など）が行われていたかについて、今回、調査しました。

### 2. 特別区設置協定書の作成に反する発言回数

13回の協議会のうち9回

※該当発言箇所については、別紙議事録の通り

### 3. 協議会の議事運営についての注意回数

13回の協議会のうち5回

#### 【参考】当該発言のあった協議会、発言した委員及び注意回数

第 2回（平成25年4月12日）	花谷委員、木下委員	注意2回
第 4回（平成25年5月16日）	柳本委員	
第 5回（平成25年5月31日）	花谷委員、木下委員、柳本委員	注意1回
第 7回（平成25年9月13日）	花谷委員	
第 8回（平成25年10月30日）	花谷委員、	
第 9回（平成25年11月15日）	花谷委員	注意1回
第10回（平成25年12月6日）	柳本委員	注意1回
第11回（平成25年12月20日）	花谷委員	
第12回（平成26年1月17日）	花谷委員、柳本委員	

#### 4. 意見

- ・大都市地域特別区設置法第1条で「道府県の区域内において関係市町村（指定都市）を廃止し、特別区を設けるための手続などについて定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける」とし、また、同法第4条において、「特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法252条の2第1項の規定により、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会を置くものとする。」と規定されています。
- ・この法律を受けて、大阪府と大阪市の両議会の議決を経た協議会規約に基づいて法定協議会が設置されました。
- ・協議会の設置目的は、規約第3条第1号で「大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること。」と定められています。従って、現行の政令指定都市制度を前提にするものではなく、あくまでも協議会の目的は協定書の作成です。
- ・協議会委員としての職務は、特別区設置協定書づくりであり、特別区設置の是非を議論することではありません。
- ・議事録を調査した結果、自民の各委員の発言は、協定書づくりに立った視点ではなく、制度改革の是非に関する入り口論に終始し、協議会委員としての職責を十分に踏まえていません。また、私から再三、注意したにも関わらず、制度改革の是非に関する発言はやむことはなく、是正されませんでした。
- ・このままの状況であれば、法定協議会の目的に沿った円滑な運営を行うことは、大変難しく、規約に基づく委員の推薦方法を見直し、協議会の目的に沿い、職責を果たす委員を選出すべきであると考えます。
- ・なお、特別区設置に関して反対の意見など入り口議論については、法定協議会ではなく、府市の両議会で、特別区設置協定書を基に、議会でしっかり議論を行えばよいと考えます。

## 第2回

るということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

資料の説明は以上でございます。

(浅田会長)

ただいま、資料のつくりに關しまして御説明をいただきましたが、資料の記載内容の確認などがございましたら、挙手して御発言をお願いいたします。繰り返し申し上げておりますが、発言される場合はインターネット配信をしておりますので、まず、挙手していただいた上で、私のほうから指名させていただきますので、マイクを通して御発言いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木下委員。

(木下委員)

自民党の木下です。

ちょっとお尋ねをしたいんですが、この26年度以降のバス事業の路線については、基本的に今バス路線そのものが見直しにかかっていて、その事業主体となるところがどこになるかわからない状況の中で、これらの路線というのはしっかりと担保されると理解してよろしいですか。

(事務局：稻垣制度調整担当部長)

今、条例自身も御議論になっていること重々承知しておりますので、あくまでも今出ている案ということで、お示しをさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ということはね、新たな地域サービス系路線として赤い線で入っているのは、絵にかいだ餅やと理解してよろしいか。

(事務局：稻垣制度調整担当部長)

そういうことじゃなくて、今、御提案をさせていただいている案ということで出させていただいているけど、まだ、もちろん確定はいたしておりませんけれども、今後の御議論に委ねられる案だということでございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

この新たな地域サービス系路線というのは、この路線が必要であるということに基づいて引かれた線なのか、現行、運行されているものを継続するという前提でされた路線なのか、ちょっとその御説明をいただきたい。その緑の線と赤い線との違いというかですね、26年度以降の路線案として示されている以上、この事業主体に対して、これを義務づけるという理解でええのかどうかね、非常に市民の足を確保するという観点で、この議論を進めるに当たっては根本議論になると思うんですよ。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

新たな地域サービス系のほうは、交通局と、今、各区長のほうでまとめ上げてきた案だということでございまして、今後、先生おっしゃるように、確定していくば、事業者の方にこの路線でということで話をしていく中身でございます。

(木下委員)

ようわからん。こんな説明ではわからへん。

(浅田会長)

ほかに。いいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、これ民営化議論と御理解いただいていますかね。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

きいています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、これもう交通局の案じゃないですか。これで民間業者の方に、これでお願いをしていくことなんですかね。ただ、その拘束性云々というのは、これは法的に確定的に拘束はできないんじゃないですかね。ただ、でも、それでやっていってもらうという話を交通局と、まだ民営化、賛成していただいているので、そういう話ができる

(橋下委員)

しかも市長案で出した5区、7区の部分に疑義があるというふうに、柳本委員言われて  
いるので、直しましょうというね。

(柳本委員)

疑義というか、当初の想定と乖離が出てくるんじゃないですか。

(橋下委員)

だから、その人口の部分だけをちょっと示したぐらいの資料を、添付するということ  
ではどうなんでしょうかね。

(浅田会長)

柳本委員、そしたら5区、7区案、30万とか45万とか言われていて、5区、7区案  
が出ていますけど、それにその横に参考資料として、この国立人口問題研究所の推計では  
という数字を入れるということでおよろしいですか。

(柳本委員)

結構です。それはぜひつけていただくべきだと思います。あわせもって中にそんな事細  
かなところまで変えろというつもりはありません。ただ、人口に関して、非常に人口を重  
要な視点として捉えている資料づくりになっておりまして、先ほど申し上げたところと重  
複になりますけれども、高齢化率などについても、そういうふうに特徴づけて記載されて  
いる部分がありますので、その点について、人口に関する部分については、その変遷を変  
えた分でどうなるかということを示していただけたらと思っております。

(浅田会長)

市役所推計案、プラス、こっちのやつもつけてお願いします。

(事務局：山口府市大都市局長)

資料としておつけさせていただきます。

(浅田会長)

ほかに、人口規模につきまして。

木下委員。

(木下委員)

さつき、橋下委員からのお話の中にもあったんですけども、要は、この協議会の中で、  
大阪都に向けた方向性というものも、あわせて議論されるんやということで我々は認識し  
て、この協議会に参加をさせていただいているわけであります。

いわゆる道州制の議論も出ました。他都市が道州制に移行する流れ、反対・賛成それぞ

れありますけれども、そういう流れの中で、大阪だけが大阪都というフィルターをかまなければ、その道州制に移行できないのかというところの問題が、きちっとクリアにならない状況の中で、我々としては、なかなか大阪都に前向きに議論に参加というか、理解が深まっていかない。

実は、これ法定協議会という格付の協議会でもありますて、ある程度の意思決定の意義を持つ協議会なんですよね。大阪都に向けた方向性の中で、大阪都としてあるべき姿がどうなるんやろうなということをおっしゃりながら、基礎自治体は、今、知事からお話をあったように、30万人から45万人が一番ニアイズベターの基礎自治体として、適正なんだということを言うておられる流れの中で、例えば、府下市町村の自治体のそれぞれの規模は、じゃあ今、適正やと思われていますかと。例えば、30万人、50万人が適正規模というのであれば、例えば、10万人規模の自治体も多くあるわけで、そういうものの今後、合併再編ということも視野に入れた、大阪都としての基礎自治体のマネジメントをされていこうとされているのかどうかと言われたあたりのところが、なかなか映ってこない。

その辺の方向性が示されてない部分で、逆に言えば、大阪市だけが対象になっていて、堺市もこの議論には参加してないですから、何か大阪市だけを潰そうとしているんじゃないのかなというような受けとめ方ができないわけではないようだ、今、物事の進め方になっているんですね。

やっぱり一つ大阪市を、今回、特別区を設置して、30万から50万に再編するんだということで議論を進める流れの中で、府下の市町村に対しても、例えば、30万から45万という、今、知事がおっしゃったような方向性の中で、再編整備を進めていくって、その後に大阪都内における基礎自治体の位置づけというものが、一定そういうふうなマネジメントになるんですよということになるのかどうかですね、やっぱり何か単純に大阪市だけを潰そうとしているかのようなイメージが、我々の中のストレスになっているわけですよ。ですから都として考えたときの、広域の中での基礎自治体のあり方として、やっぱり大阪市を解体する、あるいは堺市はどうするんだ、あるいは府下市町村の、言うたら中小の市町村の合併問題というのも含めて、大阪都というフィルターをかまして、きちっと基礎自治体のマネジメント、こうした上で道州制に行きましょうよというような、きちっとしたビジョンが見えれば、それなりの議論ができるんやろうと思うんですけども、なかなかちょっとその辺のところのね、今回のこの協議会、これから回数重ねていきますけれども、やっぱりこの議論を深めていくためにも、何か大阪市だけを潰すんじゃないんですよというところのロジックをきっちりとつくっていただきないと、我々としても何か都としてのイメージが、結局、大阪市を潰すだけやんかというふうな印象になりがちやという部分だけは御理解をいただきたいし、会長のほうでちょっとその辺の大阪都に向けた方向性の議論が深まっていくようなオペレーションをお願いしたいなというふうには、一つ。

(浅田会長)

木下委員に申し上げておきます。

この協議会ですね、特別区設置協定書を作成することになっておりますので、その5番目の項目として、特別区と大阪府の事務の分担に関する事項というのを、いわゆる権限仕分けということを、第2ステージあたりで議論することに予定しております。そこで、また同じような御議論になるんだと思いますけれども、そこで、大阪府の事務所掌は、大阪都の事務所掌は何であって、その周辺衛星市に対しても、こういう行財政基盤を強化していくという流れが必要なんで、そういう思料をするとかですね、例えばですよ、それが大阪府の事務所掌の中に入りますよというふうな御提案、そういう流れになっていくと思いますけれども、その時点での御議論いただきたいと思います。それは忘れずテーマになることですし、する必要があると思っておりますので、とりあえず今日は話を進める大前提として、基礎自治体の人口規模はどの程度が適正かというところから始めさせていただいているので、この点に限って、この点に焦点が当たるような御議論をお願いいたします。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

その議論を本当はしたかったんですよ。でも、この場はもう特別区設置の協議会ですから、ぜひ市議会でそれをまたやりましょうよ。これはずっと僕ら言っています、もういろんな方に、多分、柳本委員とも川嶋委員ともさんざん議論させてもらったと思いますけれども、道州制をやることになれば公明党さんとも、まだ公明党さんはこの都構想については是々非々だということで、中身を見ていかれる立場ですけれども、ただ、公明党さんと話をしている前提は、大阪府内の基礎自治体、やっぱり再編しなきゃいけないよねというのは、公明党さんとはしっかり議論はさせてもらっています。今日、道州制の骨子案の中であれ、市町村に限らず基礎自治体というものを入るでしょう。あれ、骨子案は山口さん、今日、出たやつで市町村という枠に捉われずに、あるべき基礎自治体を考えていくというふうに、確かに入ったと思うんですけどもね。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

再編というか、基礎自治体の再編というものを、合併とかそういうストレートな言葉ではないですけれども、再編成みたいな言葉が入っているという話です。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、木下委員、もう道州制ここまで進んでいるんで、決して大阪市だけをターゲットに置いているわけではないです。堺市も当然どうするかということをやりますし、衛星市もそうだし、もっと言えば兵庫県、兵庫県内の市町村もいろんなことを言って、兵庫県に一人、今えらい怒られているとありますけど、あれは大阪都に入れるんじゃないなくて、

道州制の中で京阪神をくくりましょうかという話が、何か大阪都に入れるとかいうことで、えらい怒られたところありますけどね。

でも木下委員、これ、あれですよ。自民党さんそこまで言っているんであれば、今度の堺市長選挙とかそういうのもしっかり選挙で戦わなきゃいけないと思いますよ。堺市をそのまま置いておくのはやっぱりだめなんでしょう、木下委員も。いいんですか、基礎自治体を考えたときに、結局、道州制をやるときには、そういうことを反対という人たちに対しては、選挙で問うて、こう動かしていくということをやらなきゃいけないので、僕らは大阪市内のことだけじゃなくて、堺市もそのほかの衛星市も関西一円も考えて、議論と法律と、最後は選挙というものを通じて、本当に道州制をつくっていこうというふうに思っていますから、決して大阪市だけをターゲットにしているような話ではありません。

ただ、この協議会は特別区のね、もうそれは僕らもさんざん議論して、大きな方向性を示してここまで来たわけですから、この場合はやっぱり特別区の設置、自民党さんは、じやあ都市内分権のブロック化というふうに置きかえてもらっても結構ですから、そういう形で議論できるところは重ねて、何でもかんでも反対という、今までのああいう議論のやり方はちょっとえていってもらえばなというふうに思っているんです。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

木下委員、今まで大阪府としては、市町村の合併はできる限り促してきた、今回の特別区設置法も協議会も、これ最終的には民意が判断をされるわけです。住民投票あるわけで。今まで大阪府は、この間は千早赤阪村もやっていましたし、その前は門真、守口門真もやっていました。最後、民意で、それは嫌だと、ちょっと今すぐ合併はちょっと反対という声が出たんでできてない。でも広域自治体としては、大阪府は今日現在でも周辺市町村のそれぞれの適正規模に対しての考え方というのは、もう伝えていますし、できる限りやはり効率のいいサービスとコストのバランスの合う形でということは、絶えずメッセージは出しています。でも、そこは最後、民意で反対ということになれば、それはこれ共産主義の国ではないんですね、やっぱりそれは認めていこうと、この特別区設置協議会も最後は民意がありますから、だから木下委員もこの協議会の中で案を示すだけですから、そういう案を示す自民党の案というものを出していただけたら、一番わかりやすいんじゃないかなと思います。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

あんまり区割りのことは議論する予定はなかったんですけども、道州制、道州制という話が頻繁に出てくるので、道州制は自民党、我々も進めたいと思って、我々が提案して

いるのは、道州制に一番近道を提案をさせていただいていると。

この前、府議会の本会議で、松井知事と議論させていただきましたけれども、道州制と都構想は相入れないと私は思うんですよ。特別区の財政調整機能は都がするんでしょう。都はどうなるんですか、関西州になったときに財政調整機能は関西州がするんですか。

(浅田会長)

花谷委員に申し上げます。

議論が全然違いますので。

(花谷委員)

いやいや、道州制のことをおっしゃるから聞いてるので、ぜひ答えてほしいですよ。

(浅田会長)

道州制の財政調整なんていうのは、人口規模にかかわる話でやっているだけです。黙ってください。

(花谷委員)

いや、人口規模と道州制のことを、人口規模でおっしゃるから言っているんですよ、道州制の前提は、基礎自治体が中核市並みになっていなければ大変だという認識はみんなあると思いますよ。

(橋下委員)

じゃあ中核市でいいじゃないですか。

(花谷委員)

いやいや、そんな話じゃないですよ。財政調整機能はどこでやるんか知事お答えにならなかったから、ここにいらっしゃる市長が道州制、道州制とおっしゃっているんで、財政調整機能はどこでやるんですか。

(浅田会長)

財政調整は、第2ステージで話をさせていただきますんで、そのときに御発言をお願いします。

(花谷委員)

いや、今、答えてよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

道州制のときの財政調整がどこでやるかとか、そういうふうなんじゃなくて、今、道州制というのは、もうまさに自立する地域をつくっていくその形で、言うたらもうバランスを合わせるわけですよね、歳出と歳入の。そのためにやる制度ですから、だから、それは一つの案としては消費税を地方税化しようというようなことも、国には申し上げているわけでね。だから、この話と……

(木下委員)

あの松井知事ね、結果、さっき僕が申し上げたように、いわゆる大阪都としての方向性というものが、きっちりみんなに映っていないんですよ。だからその道州制の一里塚という位置づけの中で都構想があるんであれば、じゃあ都構想というフィルターをかました後の道州制に移行する方向性というか、ビジョンがきっちりこの委員の中のコンセンサスとして共有できてる。だから少なくともですね、やっぱりいろんな話が散漫にはなりますけれども、要は、こういう方向性の中で大阪都を考え、大阪都をきっちり確立をしたその先に道州制に移行したときの、大阪市民、大阪府民の位置づけはこうなるんですよというもののビジョンというものが、しっかり見えてない。

さっきうちの柳本委員のほうから指摘をさせていただいた、やっぱりベースはこの会長案にもありますけれども、人口規模から議論をしましょうということであれば、人口のデータベースが根本的に、その信頼の置けるところかどうか僕はわかりません。民間に発注されたと、外部に発注されたということしか聞かされてない状況の中で、国立の研究所が、こんなものを出していますよということをお示しをさせていただいて、まず人口規模からきっちり将来の都構想に係るいろんな論点整理をした上で、区割り案も考えていきましょうよということで、柳本委員が資料を出させていただいて、現実問題、この人口問題研究所のデータで算出すれば、いわゆる将来こういう人口格差が生じるような区割り案になっているんじゃないですかという、問題提起をさせていただいたということでとどめておいていただいて、その後の議論はそれぞれ皆さん、それぞれお持ち帰りいただいて御検討いただいたらいいんやろうと思います。

ただ、将来的に都構想というフィルターをかました後の道州制に移行するビジョンが、しっかりと映されてきてないのではないのかなという問題だけは、指摘をしておきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

最終ゴールを完璧な図をまず示せという議論は、これは違うでしょう。

(木下委員)

ではない、ではない、ではない。

(橋下委員)

違うでしょう。だから自民党も僕は安倍政権は評価していますけれども、普天間の移設問題でもね、最終ゴールということはともかく、まず第一歩を進めましょうということで、ああいう案を出されたじゃないですか。

道州制をやったときに、この大阪市というものを残すのは大き過ぎるというのが我々の考え方です、これは。だから基礎自治体に再編しなきゃいけない。ただ、次、大阪都というものを京阪神までに広げるのか、大阪都というものを残すのかどうなのかは、これは道州制の中でまたいろいろ財政調整含めて議論しなければいけませんが、絶対的に言えることは、道州制を進めていくためには、大阪市という単位では基礎自治体は大き過ぎると。だから、まず、ここに手をつけましょうと。まず重なる部分、まず第一歩の部分をまずやりましょうということですからね。その後大阪都をどうするのか、それは大阪都のままに残すのか、これは地制調の会長の西尾さんは、道州制をやったとしても東京都は残すべきだという考え方です。だから、そういう考え方と同じで、佐々木信夫さんなんかも、道州制をやったとしても、東京都、東の東京都と西の大坂都は残すべきだってもう明確なビジョンあります。これは佐々木さんの本を読んでいただければ、はっきり書いています。それから財政調整についても、これからこの都構想を進めていく中で、特別区の財政調整のやり方としては、いわゆる、この特別区は共同機構をつくって水平連携、完全水平連携でやるというんであれば、道州制になれば都がどうであれ、完全水平連携で財政調整できるし、ただ、都が握るということであれば、その財政調整の規模は残るでしょうし、これは次の議論だと思うんです。

ただ、道州制をやるに当たって、大阪市260万の今のこの自治体が、基礎自治体と言えるのかといえば、自民党さんの問題意識の中にも入っていますけどもね、今まで市町村が基礎自治体という、もうこんな議論がありましたけど、もうそれが今変わっています。本来の基礎自治体はどうあるべきなのかということに、もう議論が変わっていますから、それを僕らはもうこれは30万か45万というのが、適正なる基礎自治体だというのが僕らの考え方だし、違うと言うんであれば違うという議論を、まさにここの人団規模の議論を今しましょうよ、これ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

我々はその道州制に移行したときの、いわゆる仮に関西州ができたとしたときの母都市としての位置づけとして、やっぱり大阪市という基礎自治体は必要なんだという考え方に基づいて、この議論に参加をさせていただいている。

(橋下委員)

だからその議論をしましょうよ。

(木下委員)

それで、これは、なぜかと言うと、やっぱり横浜市がそうであるように、あるいは札幌市がそうであるように、福岡市が福岡、北九州がそうであるようにというような、それぞれの母都市としての位置づけの中で、やっぱり大阪市がこれから関西州に果たしていく役割は大きいんだという認識の中で、この議論に参加をさせていただいているんで、この議論については、しっかり今後、議論をさせていただきたい。

(浅田会長)

木下委員に確認いたします。

今、大阪市という基礎自治体は必要であると、母都市として必要であるということは、267万という規模も適正であるというふうに考えておられると。

(木下委員)

それは考えています。

場合によっては、関西州になったときに、堺市と大阪市が合併して350万人規模の自治体になっても構わないというふうな考え方方は、オプションで持っています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、母都市と基礎自治体はイコールじゃないですよ。そこをまず理解していただかないと。母都市を、我々は今までの大阪市というこの狭いこの範囲から、大阪都まで母都市を広げようというのが、この大阪都構想なんです。時代に合わせて。母都市というのは、それは大阪市議会議員でずっとやってきましたから、大阪市が母都市だ母都市だってなっていますけれども、僕は知事をやってみて、もうちょっと広くね、それを範囲を捉えて、母都市を大阪市というこの範囲で捉えるんじゃなくて、もうちょっと広く広げましょうよというのが、この大阪都構想なんです。だから母都市イコール基礎自治体ではないです。それは基礎自治体、母都市というのは、いわゆる、人・物・金を集めさせるという機能ですから、これを大阪市というエリアでは中途半端だから、もうちょっと広げようというのが大阪都構想。だから、母都市が基礎自治体ではないので、基礎自治体はどうあるべきなのかということを、また御意見いただきたいんです。

それから、大阪市と堺市を合わせると、これ結構です。合わせるというのは、ここを一つの広域行政体として捉えるんでしょうけれども、合わせた結果、それが基礎自治体というのも違います。合わせた後に基礎自治体はやっぱりその中に、どの範囲で基礎自治体を適正規模に分けていくのかという議論はしなきゃいけませんよね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ちょっと、市長、教えてほしいんですけどね、木下委員は、関西州の中での母都市と言  
うてるんですよ。それで市長は、基礎自治体と母都市は違うと。

(橋下委員)

違います。

(花谷委員)

関西州の母都市が大阪都なんですか。大都市イコール行政体なのか、何かざくっとした  
ものなのかな非常に曖昧でね、関西州の中にまだ大阪都を残すとおっしゃるんやったら、関  
西州、関西州っておっしゃるのはいけないと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは、だから、まず前提として、西尾さんと佐々木さんの道州制の考え方をまずベー  
スに置いてもらいたいんです。ですから、それは基礎自治体、東京23区は基礎自治体で  
あって、やっぱりそこに東京都というものは、しっかり残すべきだというふうな話を明確  
にされていますから、そういう考え方もあると思います。関西州においてね。

ただ、もう一つのオプションとしては、関西州の中の母都市は何かといったら大阪都の  
範囲を超えて、京阪神というものを京阪神都市圏でくくって、それを母都市というふうに  
やってもいいと思うんですね。つい3月末ぐらいの日経新聞で、中国のね、これはまだ確  
定情報じゃないですけれども、北京と上海都というものをつくっていこうじゃないかと  
いう話もありました。中国全土を50ぐらいに再編し直すと。ですから、今の上海の周辺  
部分も合わせて上海都にしていくと。いわゆる母都市というものをかつてのその規模から、  
もうちょっと大きくしていこうじゃないかというのは、アジアの中ではこれは台湾でもそ  
うでしたし、あるわけですから、だから、関西州ができたときに、基礎自治体はこの特別  
区、だけど母都市の範囲は大阪都にするのか、いや、大阪都よりもうちょっと超えて京阪  
神という形で母都市をつくり上げていくのかというのは議論があると思いますよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

そこんところを我々は教えてほしいんですよ。3層か4層かもわからない。皆さん方が

考えている、維新の会の方が考えているのね。財政調整機能もどこが持つのか、さつき曖昧なことをおっしゃいましたけれども、特別区が一般市になっていく。そういうことを考えておられるんでしたら、そういうビジョンを示していただきたいと我々は言っているんですよ。我々は明確に自民党がつくっている道州制基本法にのっとった形でスムーズに関西州に行ける提案をしているし、都市内分権イコール現行ですよ。ニューヨーク型と我々言っていますけれども、あそこは必要な区は公選区長にしているんです。市会議員だけでいっているんです。非常にスリムで機動力があって、住民に近い、優しい、そして世界ナンバーワンの都市ですよ。これが関西州の母都市になる可能性があると我々は思っているわけでね。

だから、本当に道州制への道筋を全くお示しいただいてないから、この特別区設置法協議会は、我々は入り口の議論もしたいと言ったら、オーケーだということで言いますけれども、今、区割りの話やから言わないつもりで、今、市長がおっしゃっているような話は次の役割分担、仕事の分担、そういうところで出てくる議論ですよ。だから、まず、選挙で訴えてきたという、坂井委員おっしゃったように、皆さん方が全てのステップ、ビジョンをお示しいただかないと、我々はどこでどんな議論をすべきなのか非常に戸惑っているところです。

(浅田会長)

橋下委員の次、小林委員にいきますんで。

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、ビジョンは示しているんですけども、絶対的にやらなきゃいけないところは、その道州制の中で基礎自治体をしっかりとつくっていこうというところで、その後の話は後でやればいいんですけども、道州制の中で基礎自治体というので、その260万つて大阪市では大き過ぎるというところは、その議論をまずしなきゃいけない。で、それが違うと言うんであれば、だからその議論で、ニューヨークの例を出されましたけれども、あちらのほうが例外ですよ。上海にしたって、それはソウルにしたってロンドンにしたって、そりや特別区というか、基礎自治体のほうに公選区長か議会を置くのが本来の原理原則で、やっぱりニューヨークはそれ歴史的な経緯で、歴史の浅い都市の中で、その区域がああいうふうにつくられてきたわけで、大阪市内はやっぱりそれは歴史がある中で、それこそ中央集権のたまものじゃないですか、1,000万で全部、市長一人が握ってね、住民のほうには区議会も置かない。それで、このニューヨーク市長が全部取り仕切るといふんであれば、それは1,000万人単位なんだから、それだったらニューヨークのスタイルっていうのは、大阪都のスタイルそのものですよ。

(花谷委員)

そうですよ。だから、そうしたらいいじゃないですか。

(橋下委員)

だから大阪都はいいわけですね。

(花谷委員)

そうじゃなくて、そんなことじゃなくて、道州制へのビジョンを言ってくださいよ。  
だから、議論がばらばらになっちゃうから。

(浅田会長)

挙手の上で発言をお願いします。

松井委員。

(松井委員)

これも道州制までいくと、これはもう全然進みませんから、これはもう大阪府・大阪市の特別区設置協議会へ戻って、やっぱり基礎自治体の規模の議論をきちっとやってください。

(浅田会長)

お願いします。

小林委員。

(小林委員)

今その一言を言おうかなと思ったら、松井知事、おっしゃられたので、特別区設置の言うたらミクロ的な話から道州制という、日本の国の将来の、それこそマクロ的な大きな話をされているので、この間の大坂にふさわしい協議会のような感じで、限られた時間の中での議論やのに、どうも私も議論に参加させていただきながら、どこでどの場面でどんな議論をしたらいいんかと悩みながらね、一つ話をさせてもらおうかなと思うんですよ。

ただ、一つ、素直な私も267万分の1市民として、素直に思うのが、西成区の中で今12万規模の人数がいるんですけども、これが30万人もしくは45万人になったときに、いわゆるここで議論しているニアイズベターという中身がね、どんなことがそしたら自分にとって、その区に住んでいてよくなるねんということを、具体的にやっぱり示すべきじゃないんかなと思うんです。

その示し方がね、例えば、そしたら30万人のときには、こういうふうになりますよ。例えば、福祉や教育や、さつき教育委員会の話も出ていましたけどね、これまでの持っている政令指定都市としての権限がこれがなくなって、いやいや、逆に30万人になったときには、こういうふうに変わりますよというところ辺を示せへん限り、やっぱり最後、住民投票のところで非常に市民にとったら見えにくいし、わかりにくいくらいかなと。だから自分自身が西成区の一市民として、今後どのように変わるんかということを、そしたら、それやったら民主系はどう思てんねんと、5つか7つかなんかと、例えば、具体的に言うたら、私やったら24区そのままでええがなと思った場合、24区、今のままで行

## 第4回

るべきなのか、広域で考えるべきなのかというのを、御議論いただければと思ったのです。

そのときに、当然、物理的に無理じゃないかと、最初から広域としては非常に難しいのでは違うかというか、そういう選択肢は外すべきではないかという御議論もあるということは、私どもも認識しておりますけれど、それ以前に、まず、どうあるべきかと、新たな大都市に移行するに当たって、べき論としてまずどうあるべきかというのを御議論いただきたいということで提示させていただいている状態です。

ちょっと長々となりましたけど、柳本委員のおっしゃったように、前提条件については、そういうことをシミュレーションを何回か繰り返して、この案ならその人員構成、財源調整、あるいは含めて可能と思われる分を8月のパッケージに示していきたいというのが事務局の作業と考えているところです。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

なかなかそう言われてしまうと判断しにくいところではありますが、結局のところ、我々無理やんけというつもりはないのですけれども、特別区の水平連携というものは、無理とかいうことの前に、大阪市という存在を形を変えて残すことにほかならない、あえて形を変える必要性を感じるものではないというふうに思うのです。初めから水平連携という手法を使わざるを得ないということは、そもそもその特別区というものが中核市並みとはいえ、不完全な基礎自治体であるということを露呈するようなものであるというふうに思います。

そういう観点から、なぜ、大阪市を解体、消滅させるのかという、入り口論に私は議論聞いていると戻らなければならないというふうに思うわけなのです。

特別区設置協議会は、どのような特別区にするかということが議論の主眼であるということは理解しているつもりですが、橋下市長からも前段の条例協議会で、なぜ大阪都が必要なのかという入り口論も法定協議会でもらっていいというお言葉をいただきましたし、大阪市会でも京極副市長から同様の御答弁をいただいております。

また、住民投票で、市民は結局、特別区設置を前提として、今回提示されているような、特別区設置を前提としたA案かB案かを選ぶわけではなくて、当協議会でまとめられた特別区設置案と、現行の政令市、大阪市の現状とではどちらがいいかを比較して、住民投票を行うというふうになると想定されます。

このような状況を考えれば、現行の政令市において、それぞれの事業、今回であれば8つの事業において、どのような課題があるのか、効果をどのように捉えているのかについて、この協議会でも必ず明示していただく、明確にしていただく必要があるというふうに思っています。

現行制度における分析及び比較を、私はすぐにでも出していただきたい、出せるものだと思うのですけれども、この点について御答弁をお願いいたします。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

新たな大都市制度への移行に当たりましては、現状からどう変わらるのか、さらに明らかにしていくことが必要であると、もちろん認識しておりますが、今回の資料につきましては、今後、事務分担の検討を進めるに当たりまして、共通的な課題にかかわる8つの項目につきまして、先行的に御協議をいただきまして、そこでお示しいただきました事務分担に関する考え方、あるいは、視点などをもとに整理を図つていくために取りまとめたものでございます。

そうした目的から、複数の選択肢を提示し、選択肢ごとの効果、課題などについて、整理をさせていただくことで役割分担の基本的な考え方などについて、幅広くこの場で御協議いただくために提示したものでございますので、御理解いただきたく存じます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

いや、だからそれでは御理解いただけないんです。

そうではなくて、現行制度のもとでの課題と、同じように、ここで例えば、児童相談所であれば8ページのところにA案、B案があって、効果と課題、それぞれ書いていただいているわけですから、その横にでも、現行制度のもとでの課題は何ですか、効果は何ですかというものを、記載していただいてこそ、比較検討ができるかと思うんです。これ御提示いただけないでしょうか。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

委員、御指摘の現行制度で、それぞれの事業がどうなっているかということについては、我々資料の中で、できるだけ分析をさせていただいたというつもりであります。ただ、それを集約的に総括表の中にきっちり記載しろということであれば、しっかり整理をさせていただく。

ただ、資料の扱いにつきましては、協議会で認めていただければ、協議会全体にお配りさせていただきますし、委員の御要望ということであれば、委員の対応ということでさせていただきたいというふうに思っております。

それと、少し、先ほどから、事務組合の話でありますとか、財源とか、人の話があったので、少し、私の立場で説明させていただきたいというふうに思うのですけれども、まず、事務組合については、全体をやはり知つていただく必要があると思います。

今回、国民健康保険等で事務組合という手法を提示をさせていただいているが、多くの事務も事務組合にしているということであれば、それは事実上、今の政令市も残したことになるかと思いますけれども、基本はやはり広域自治体、特別区、どちらかに持っていく。

ただ、特別区間でより効率で効果的な手法であれば、事務組合なり、あるいは水平連携というものを選択をしていきたいということですので、この点については、8月全体の2,100の行き先というものを見ていたいで、改めて御協議をいただければありがたいというふうに思っております。

それと、お金の面とか、人の面がないと、最終的な行き先が決まらないのではないかと、それもごもっとものことだろうと思います。それがなければ、最終的な仕分け先というのには決まらないだろうと。

ただし、事務事業というのは、それだけで決められるわけでもないのも、先生方御存じのとおりですし、それぞれの事務の特質に応じて、より身近なところで実施したほうがサービス水準が上がる可能性、即、それで上がるというわけではないので、身近なところで判断をしていったほうが、より住民に適したサービスにできるようになるのか、あるいは成長戦略のように、広域全体として、やはり広域自治体でしっかりやったほうがいいのか、こういう事務の特質というものがありますので、ここの部分について、今回の協議会では御議論いただければ、我々、他の事業にもそういう考え方を類推して、事務事業の仕分け案というものをつくれるということでございますので、どうぞ御理解をいたいで、少し作業が非常に輻輳して膨大でございますので、なかなかニーズに答えられず、お金の面とか、すぐに出せないところはありますけれども、我々鋭意作業していますので、できるだけ早く部分的にも出せるものは出していきたいというふうに考えていますけれども、限られた情報ということで申しわけないのでありますけれども、御議論いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

今日は、橋下市長に答弁を求める機会がないので、時間どおりにいくかと思ったけれども、結構、長く押してきましたけれども、いずれにしても、何も私どもも政令市が全て万能ではないと思っているのですけれども、事業によっては、政令市のメリットというのが十分にあるところももちろんあると思います。そういうものを隠してしまうような表現をするのは、非常に市民に対しても不誠実だと思いますし、我々議論する上でも、非常に重要な視点だということを、申し添えて、この点については、引き続き要望もさせていただきます。

それでは、各論のほうへ移らさせていただきます。

児童相談所についてなのですけれども、児童福祉法改正により、政令でも指定する市も児童相談所を設置できるというふうにされているということで、先だっての説明の中で、

(柳本委員)

役割分担をされる中で、特段、現在は問題はないということでございますけれども、政令市になった堺市では、先ほどもちょっと議論出てまいりました竹山市長は、児童相談所を設置することになって、よかったですということをおっしゃっておられます。

そこで、大阪市側にお聞きしたいと思うのですけれども、大阪市が政令指定都市であるこのメリットは、児童相談所にとってはどのようなものだというふうに認識されておりますでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

大阪市は、政令指定都市といたしまして、乳児院等を所管していることにより、児童相談所の権限の一つである児童養護施設等への措置入所が、迅速かつ適切に行われております。

これにより、相談から一時保護、在宅支援、施設入所、退所後の支援などの一連の対応が継続的に行われております。

子育て支援における住民情報と、児童相談情報の両方を合わせて所持していることから、こども相談センターと、各区の子育て支援室が、それぞれの所持する各種情報を速やかに共有し、意見交換できるため、支援に係る迅速な判断と対応が可能となっております。

また、区役所や学校、保育所など、関係機関との協議や連携を円滑に行いやさしいことから、支援につきましても、きめ細かな対応が可能になっていると考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

確かに、今の府内市町村のもとでも、連携と役割分担において、いろんな対応ができるということでございますけれども、政令市、大阪市、堺市が一体的に権限を持つことによって、一連の動きに対して所管ができる。また、情報の共有などについてメリットがあることによって、連携というか、そもそも一体的にできているというような利点があるというふうに理解をさせていただいているところでございます。

児童相談所の設置数ということを考えたときに、これ人口数だけで考えていいのかどうかわかりませんけれども、大阪市域内260万の人口、あるいは面積的なものも考えれば、2つ、3つあってもいいのかというふうに思われるところなのですが、市内に児童相談所が1カ所である理由とはどのようなものなのでしょうか、教えてください。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

本市におきましては、区役所に第一義的に児童相談業務を担う子育て支援室や、母子保健部門を有しております、こども相談センターは、市民に身近な各区役所と密接な連携を行うとともに、より専門的な相談に対応し、その後方支援を行っております。

本市におきましては、市域がまとまっており、交通の利便性も非常に高く、また、専門性の確保や緊急時の体制確保の観点から、専門職員を集中的に配置するとともに、管理部門や一時保護所の効率的な運営、情報共有がしやすいなど、スケールメリットを活かしまして、市内1カ所のこども相談センターで対応しております。

なお、ここ数年、急激に相談件数等が増加をしておりまして、児童福祉司の増加など、体制強化を進めておりますが、虐待ケースにつきまして毎週行っております進捗状況の全件チェックが約500件に上るなど、ケースの進行管理などにつきましては、1カ所でのデメリットも大きくなっています。一時保護所につきましても、現在満床の状態が続いているため、新たな整備を進めているところでございます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

相談などが増えてきていることを理由に、それに対して児童相談所自身の体制が今ちょっとパンク状態なのかどうか、そこまで言い切っていいのかどうかわかりませんけれども、そういう状況になりつつあるというふうに理解させていただくところでございますけれども、こういったことが今現在の政令市における大阪市の課題だというふうに思うんですけども、この課題は政令市制度に問題があるからですか、ではないですよね、多分。財政的な問題とか、スペースなどの問題だというふうに思うんですけども、ちょっと御答弁いただきたいのは、今おっしゃっていただいたような課題は大都市制度、政令市制度に問題があるんでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

児童相談所の箇所数とかいうことについてであれば、政令市で複数設置している市もございますので、それだと配置の問題だというふうに考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ですから、制度の問題ではないというふうな御答弁だと思います。

これまで児童相談所で議論をさせていただきましたとおり、やはり現行政令市制度においての児童相談所の設置ということについてのメリットというものもあれば、課題、効果というものもあるわけです。であるならば、ここの横に、繰り返しになりますけれども、この8ページでしたつけ、ここの横に現行制度での課題は何ですか、それは制度上のですよ、政令市制度であるがゆえの課題は何ですか、効果は何ですかということを横に記載いただければ、我々がまた大阪市民の皆さんに説明するときにも比較対象として非常にわかりやすいと思うので、これぐらいのことはやっていただきたいなということを重ねて要望させていただきます。

最後に、児童相談所がらみで、児童相談所設置に当たっての適正な環境について、例えば面積、規模とか、人口規模とか、専門性などの観点から、どのように考えておられるのかをお聞かせください。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

児童相談所は都道府県、指定都市に設置義務があり、現在は政令で指定を受けた児童相談所設置市においても設置することとされております。児童相談所の設置に当たりましては、児童相談所運営指針によれば、管轄区域内に居住する子どもの数やその他社会的環境等を考慮して設置することとされておりますが、具体的な基準は示されておりません。

また、児童相談所を設置する自治体につきましても、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置等を一貫して行う必要があるとしております。学校、病院、区役所など、関係機関との連携やケースの進行管理等の面では小規模のほうが有利でございますし、一方、職員の専門性の維持確保や安全確認体制の確保、また児童や保護者の意思に反して立入調査や児童の職権保護を行う場合も多いことなどを考慮いたしますと、児童相談所やその管轄区域には一定の規模が必要であるというふうに考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

一定の規模が必要な部分ときめ細かな対応が必要な部分があると。繰り返しになりますけれども、政令市という枠組みの中で対応できる部分と行政区単位でのきめ細かな対応をしている部分という意味では、児童相談所に関して言うならば、非常に政令市制度の優位性というのは非常に高いのではないかというふうに思っております。

これまでの資料を見させていただきますと、現行制度と今後の特別区を設置した場合の

比較検討がないというふうに言わせていただきましたけれども、よく見たら唯一それらしきものがあるのが、3の都市計画の2ページなんです。ここで、都市計画権限のイメージとして、現状、道府県の政令市のパターンと、東京都と特別区のパターン、これが都市計画で言うとB案になると思います。下の都道府県で一般市のパターンというのが事務局から示されているA案という形になるかと思うんですけども。

このまちづくりにかかわることで言っておきたいんですが、現在、まちづくりに係る政令市の権限は、地域の発展と大都市としての発展の両方がうまく進んでいるように、バランスよく配分されていると思います。例えば、東日本大震災の復興の際にも、政令市である仙台市の復興が早いのは、まちづくりの権限を一体的に持っているからだという話も実際にございます。

まちづくりの視点で見たときに、今の政令市の権限を分けるならば、それによってまちがよくなることが必要でありますけれども、広域自治体と基礎自治体の権限をきれいに割り切れない場合もあるのではないかでしょうか。そういうことを考えますと、都市計画の権限なども政令市として大阪市が一体的に持っていることが、うめきたの開発などでも支障なく進んでいるものと認識させていただきたいと思うんです。現在、こうした政令市として一体的に持っている権限を分けることで、かえってデメリットが生じるようにも思いますけれども、事務局のお考えをお聞かせください。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。

一体的な都市づくりと地域のまちづくりをいかに両立させていくかは、重要な課題であると認識いたしております。都市づくりに係る役割分担に当たっては、各特別区が独自に特色あるまちづくりを展開しながらも、大都市としての一体的な機能を發揮しつつ、都市圏全体の成長を一層けん引することが可能となるよう、東京都・特別区と同様の事務分担を基本に制度設計に着手するとしたところでございます。

都市計画については、さまざまな議論があり、法定協議会で最終お決めいただくことであり、各委員の間で十分御議論いただき、それらを踏まえまして考えていくべきと思っております。

以上でございます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

この都市計画の2ページを見ていただいたら一目瞭然で、先ほども御答弁ありました一体性を優位というか、優先するのか、それとも役割分担した上での手法をよしとするのか

という議論だと思います。ただ、一体性を保った上で協議をする、府と市の間でうめきたのまちづくりについて協議するということもできると思いますし、そういうことについて、我々は大阪広域戦略協議会というような場面でもできると思いますし、実際、港湾であるとか、うめきたについても、府も市も、あるいは民間企業も入って、まちづくりのあり方について議論しているという現状があるということを言つていきたいというふうに思つております。

身近な行政ということについては、最近、ニアイズベターという言葉がよく言われますけれども、結局、ニアイズベターのベターとは何と比較してベターなのかということを考えるときに、やはり繰り返しになりますけれども、現状の道府県と政令市のパターンというものをしっかりと認識した上で、これから特別区設置協議会の議論を進めていかなければならぬということを重ねて主張させていただいて、私の質問を終えさせていただきます。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、小林委員のほうからお願ひいたします。

(小林委員)

みらいの小林です。

私のほうからも質疑のほうをさせていただきたいのですが、本日、ずっと先ほどからありますように、財政調整などの具体的な数字がないということもありまして、本当に理論的な議論で、もう4番目ですので、あれもこれも大体出尽くしてきたような感じがありまして、非常につらいなと思いながら質疑をさせてもららうんすけれども。

今回、主要8項目の個々それぞれの問題というのではなくて、私どもの会派もやっぱり入り口の段階、なぜ、この8項目というのが選ばれたのかということについて大きく疑問があつたわけなんです。そのことについてお伺いをしたかったわけですが、先ほど清水委員のほうからと同じような中身になりますので、あのような答弁でいただいているわけなんですけれども、今回、私のところの会派も府議会と一緒に勉強会をさせていただいております。

その中で、やっぱり腑に落ちなかつたのが、今の24区のままでいろいろ問題がある。たくさん問題があつて、これを特別区にすればよくなるんやというふうな説明というのが、この間の勉強会、8項目のそれぞれの中身の中では見えてこなかつたわけなんです。

そこちょっと、2つのことをお伺いしたいんですけども、先ほどの8項目を選んだ根拠ということでお答えをいただいておりますが、例えば、1つ目に今の24区の体制ではいろいろ問題があると。そのうちの問題の代表的なやつが8項目なんだということをまず考えていいのかというのが一つと、この8項目、これをいわゆる特別区にしていく中で、そうなればこの今の24区体制よりも市民サービスが大きく向上するんやというふうな考え方を持っているのかという、この2つについてどうでしょう。

## 第5回

ですが、その具体的な課題っていうのは、広域が担わなければならない課題は何なのかなっていうのは、もうちょっと整理していく必要があるんではないかと思っております。

以上、現時点でのこの資料に対する見解を申し上げました。なお、協議の進め方につきまして、事務局のほうでは財源、また財政調整、職員体制、コスト等パッケージとして制度設計をして8月に提示したいと、こういうことでございますが、その際、比較検討ができる資料もあわせて提示していただきたいと、今前提として置いてこの事務事業の方向性の検証もあわせてやっていきたいと思いますので、事務方にはぜひ御協力をお願いしたいということを申し上げて、終わります。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

それでは私どものほうから、事務局が提案された事務分担（主な論点）について、自民党として前回の協議会での質疑を踏まえ市会・府議会で協議をさせていただきまして、堺市議会の方にも参画をいただき意見をいただき、会派として意見をまとめましたので御報告をさせていただきます。

まず、そもそも本協議会が特別区の設置に関する協議を行う場であるということは我々も十分認識してるつもりでございます。しかしながら、総論的な観点はもとより今提示いただいた8事業、いわゆる各論について本当に現状の、いわゆる現行制度に制度上で施策をやっていくに当たってどのような問題があるのか課題があるのか、それは制度を変えることによって、大都市制度を変えることによって解決できるのかどうかということをこの場で明確に示していかないと、やはり特別区設置の方向に進んでいいですねということを判断できないというふうに我々は思っておりますので、そういう意味で、今回事務局からさらに提示いただいた案は我々が前回の協議会で求めさせていただいた資料とは全く違うということを冒頭花谷委員から申し上げさせていただきましたけども、改めて申し上げさせていただきたいと思います。制度的課題というふうに書いていただきておりますけども、これは制度的な課題でも何でもなくて、ただ単に特別区設置を前提として問題提起したにすぎないというふうに言っておきたいと思います。

(浅田会長)

柳本委員に申し上げます。この、先ほど委員のほうから御発言ありましたけれども、設置の規約ですね、規約に、この目的に関連する事務っていうのは書かれてあって、もちろん大阪市の区域における特別区の設置に関して必要な協議を行うというのが私たちの役割ですんで、その点、冒頭そういう御発言がありましたけれども、重々御認識の上、御発言いただきたいと思います。

(柳本委員)

私が申し上げましたように、本協議会は特別区の設置に関する協議を行う場であるということは十分に認識しております。その上で、先ほどのような発言に至ったということで御理解をいただけたらと思います。

資料の説明に続けさせていただきます。まず大前提として、新たな大都市制度への移行を目指す以上、現行制度と比較して良くなるということが示される必要がありまして、この観点から大都市制度に関する自民党の基本的な考え方を1ページに記載しております。この点については何度も何度も我々から触れさせていただいたことではございますが、大阪府と大阪市・堺市が大阪広域戦略協議会を設置し、戦略の統一、政策協議を十分に図ることで広域行政の一元化、二重行政の解消は可能と考えております。

また大阪市において、区役所への権限移譲や区長公選や準公選など徹底した都市内分権を進めることで、住民自治の強化は可能であると考えております。つまり都構想の大きな目的である二重行政の解消、住民自治の強化は、現行制度のもとでも解消すること、解決することは可能であるというふうに考えてるということでございます。

(浅田会長)

柳本委員にもう一度申し上げます。自民党さんは自民党さんの御見解をお持ちっていうのは十分承知しております。公明党さんもそうですし維新の会もそれぞれの考えを持っておった。そのいろいろの考えを持っておった会派が議論して、議会で議決して特別区設置協議会を設置すると、そういう規約をつくったということでございますんで、議論が逆行するっていうんかな、いうようなところはできるだけお避けいただいて、建設的に前へ向かって協議会、特別区の設置に関し必要な御議論をお願いしたいと思います。

柳本委員。

(柳本委員)

逆行させるつもりはございません。前回の協議会で申し上げましたけども、入り口議論については橋下市長からも大いにしていただいたらいいというふうに言っていただきまし  
たし、大阪市議会におきましてもそのような御答弁もいただいておりますので、それに基づいて逆行させることなく比較検証する上で本当に特別区設置というものが大阪市民にとって、大阪府民にとって有益かどうかということをこの場で議論して検証していきたいと  
いうふうに思っております。その上で説明を続けさせていただきます。

続いて、この基本的な考え方を踏まえて、事務分担の主な論点8項目に対する総括的な見解を記載させていただいております。資料に示された課題の中には、特別区を設置しなければそもそも生じない課題も多く、わざわざ課題のある選択肢から選ばざるを得ないこ  
とこそが都構想の矛盾を示すものであると考えます。特別区に分割されることによるデメ  
リットで、現行よりもサービス水準が低下する案になっているもの、効率化が期待できな  
いものも見受けられます。広域戦略協議会と都市内分権の取り組みで、資料に示されてる  
ような効果を発揮し、課題もクリアできる可能性は大いにあると考えております。大阪市  
がヘッドクォーターになり、各区役所を機能強化することが現実的で的確な選択であり、

無理やりA案・B案を押し込めるような議論はすべきでないと考えます。不自然な状態を生み出してまで都構想を進めるべきではないと考えております。

新たな大都市制度を現行制度と比較するため、まずはその前提となる現行制度をきちんと検証することが必要不可欠であり、現行制度における効果・課題について検討を深めるべきであるということが、改めて今回事務局から提示をいただいた案を見させていただいて、明らかになったというふうに我々は認識しております。

続きまして、8項目、8つの論点それぞれについて、この基本的な立場に立って現行制度の比較を行いながら検討した結果を次のページから記載しております。

児童相談所については3点。大阪市では、各地域における相談、支援事業などは各区役所の保健福祉センターで対応しております。大阪市域内に相談機関が24カ所あり、住民に身近なところに相談機関が設置されていることは非常に重要であると。これは1つの効果であるというふうに考えます。現在こども相談センター、いわゆる児童相談所は大阪市域内で1カ所でございますけれども、相談件数が多いことから、複数カ所設置することも視野に、現行制度のもとで緊急時対応など機動性も高め、住民の安心・安全を確保できるように、この児童相談所の問題についてはしていくべきであるというふうに考えます。そういうことを考えますと、住民に身近なところで迅速かつ的確な対応や、地域の実情に応じた施策展開が期待できるほか、特別区に分かれる場合と比較して、専門人材の融通やノウハウの蓄積などの面でも今の現行制度のメリットも出てくるというふうに考えております。

続きまして、2番目の義務教育については4点挙げさせていただいております。中核市並みに特別区に人事権を付与しても、教職員の異動や採用等の面で課題が多い。現に、府においても人事権の移譲を受けているのは現在豊能地区のみで、他の地域での要望はないということでございます。地域特性や学校の実情に応じたきめ細やかな教育行政が展開できると言いつつ、特別区間で採用や異動、研修などを共同で実施した場合は、特別区の教育理念や方針が各教職員に伝わりにくくなるのではないかというふうに考えます。また、特別区間で統一した教育理念や方針を定めるのであれば、市域で一体的な教育行政を行っている今の大阪市のほうが効率的であると思っております。大阪市においては、人事権や研修権までトータルの権限・責任を有しており、広域的な観点からの人事や効率的な研修が実施できると考えております。

また、本日の事務局からの資料で教育委員制度についても若干触れられておりましたけれども、教育委員1人当たりの学校数や児童生徒数が少なくなれば、各学校や児童生徒に十分目が行き届くとは限らないと思います。それはあくまでも制度上の問題ではなく運用上の問題であって、教育委員が事務局のサポートのもと、現場も十分に把握した上で、きめ細やかに教育行政を行えるように工夫することにより十分対応は可能であるというふうに考えております。

続きまして、3番目の都市計画については3点。記載のとおりでございますけれども、それぞれの都市計画権限が広域か基礎かを議論するのではなくて、我々が主張する大阪広域戦略協議会の場で広域と基礎が丁寧に協議を重ねて、それぞれの権限を行使すれば課題は解決できるのではないでしょうか。大阪市域内には口出しできないとかしにくいとか言わ

きたいと思います。

以上、それぞれ整理をさせていただきましたけども、やはり8事業は、いずれも現行制度のほうがすぐれてるものであるとか、あるいは事務局案にそもそも問題、無理があるもの、一定課題はあるものの、それは何も制度的な課題ではなくて、別の形で解決ができるものなどに整理されるというふうに思います。事務局案の検討の中で、現行制度の優位性が示されたものであって、都構想への移行が不要であることが、かえって明らかになったものと考えます。特別区がどうあるべきかの議論を急ぐよりも、入り口論に立ち返って現行制度と比較の中で都制度への移行が今本当に必要なかをじっくり議論すべきであるといふうに考えております。以上でございます。

(浅田会長)

次に民主みらい、長尾委員からお願いいたします。

(長尾委員)

OSAKAみらい大阪市会議員団の長尾でございます。民主党・無所属ネット大阪府議会議員団、両会派を代表いたしまして、私どもの見解を述べさせていただきたいと思います。先ほど来ございましたように、特別区設置に関する協議会の趣旨を私どもも十分踏まえておりますが、改めて総論的にこれまでの私どもの主張を前提として申し上げたいと思います。主張1、2までに当たるものでございます。

まず1点目の主張は、大阪市の廃止分割に伴う大きなデメリットも別途説明されるべきであり、議論の対象になるというふうに考えております。そのデメリットとは、大阪市を廃止分割することは、政令指定都市として持っている政策能力が消滅するということでありまして、それを新しい大阪府が代替できないとすれば、より大阪の衰退につながると、政令指定都市を吸収した新大阪府が大阪市域内の問題に十分対処できるか配慮ができるか、大いに疑問があります。現状であれば、大阪市長が直接国と交渉ができます。陳情要請ができますけれども、しかし廃止分割後は新大阪府の知事に全て依頼しなければなりません。手間もかかるし、知事が拒否すれば何も国に対して言えないことになります。また、議会につきましても、新大阪府の議会ということになれば大阪市域の代表者が少なくなる、大阪市域住民の意見は反映されにくくなるというふうに思っております。二重行政の廃止という方針のもと、大阪市の所有施設で府内にあるものはかなりの程度廃止されるということが想定され、900万府民のニーズに応えられなくなります。市が廃止される以上、それを防ぐ保障がありません。既に大阪市において、府市統合本部や市政改革の議論によって先行的に実施されようとしていることを見ても明らかであります。したがいまして、従前より我々は現行制度のほうに優位性があると考えております。

ただし、だからといって現行の政令市制度のままでよいとはもちろん思っておりません。住民に身近なところで、きめ細かな行政を行う仕組みをつくっていくことが必要であります。そのためには、まず現行制度内でもやれることを進めるべきであります。一足飛びに制度の見直しを検討する必要がないというふうに思っております。現行の政令指定都市としてのメリットを生かしつつ、住民自治を強化する視点で区長の権限、区役所の機能の強

(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

市長は民主党の前に自民と言わんかったんで、我々に聞いていただいているのかどうかわかりませんけども、我々は、区長公選制も目指しています。提案させていただいてますよ、都市内分権で。これから2,100の事業をコストも含めて出てくるという中で、当然、行政区の中で、区長に権限と財源を与えるのが適当だと思うものが出てくると思うんですね。そういう視点で、ここに私たちも参加させていただいてます。

だから、我々が冒頭、申し上げましたように、現行制度でのメリット・デメリット、課題とか効果ですね、これは必要なんですよ。市長がおっしゃっているように、公選区長にどれだけのものを与えると、現行制度で一番市民のメリットが高いか、これは我々提案したいんです。ただ、会長はそんな議論はあかんと言いつつ、市長がおっしゃってくださいたんで、これからもそういう視点で議論させてください。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

だからそれ、現行制度でということを前提に置くかどうか、僕らと認識違うと思うんですけども、少なくとも一緒の話、多分、認識が一致しているところは、大阪市内に公選の長を複数置いていくことも検討されているわけですね。そこの公選の長に、じゃあ、どういう権限と財源を与えるのかと。だから、現行制度を前提にするかどうかは別として、公選の長にどれだけの権限と財源を与えていくのかという議論をまずここでしっかりとさせてもらったりいいんじゃないですか。

(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

市長、すごく残念なんですよ。自民党が提案させていただいたら、すごくいい案だとほめてくださいましたよ。公選区長を目指しますと。市会議員が各区の区長の予算について審議させていただくと。明日でもできますよ。だから、そういうことを議論するために資料を出してくれと言うても出さない。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

ですから、花谷委員、その前提で構わないですから、じゃあ、その公選の区長にどれだけの権限と財源を与えるべきなのかということを示してください。我々は、中核市並みの権限と財源を渡していくという話で、花谷委員は、じゃあ、花谷委員が考えてられるその公選の区長に、どれだけの権限と財源を渡していくのかと。僕らは、中核市並みの権限と財源で、交付税なんかも合わせながら、財政調整をやっていこうという考え方なんですが、じゃあ、自民党の言われる公選の区長は、どういう権限と財源を持つのか、それを示してもらって、我々の案と比較検討もしていいんじゃないですか。

だから、今回のこの8事業については、こういう形で特別区に児童相談所とか、そういうものを渡すべきだというのは、我々は公選の区長に、こういう権限まで渡すべきだという考え方なんですよ。だから、自民党が考えられる公選の区長には、どういう権限と財源を渡していくのか。今、事務配分の話ですから、事務をどういうものを渡すのかを出してもらったほうがあります。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今現在の8事業では出させないです、資料をいろいろ出してくれっていうても、出てない段階で。だから、2,100の事業に対して、パッケージとともにバックデータが出てきます。それと、中核市等の先進的な事例があって、その成果等々も出てきた段階で我々は議論をして、自民党案は仕上げていきたいなと思っています。

現時点で、現行制度の課題を教えてくれと言っているわけですよ。それがあれば、都市内分権の中で、公選区長に与える権限と財源である程度明確になりますよ。それ出でない段階で、我々に求めるというのは、非常に残念ですね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、事務局の出した資料1の追加資料をごらんになっていただきたいんですけども、これは2,100事務事業を全部1個1個チェックする必要ないですよねと、要はこの2ページのところを見ていただきたいんですけども、今の現行の制度では、こういうふうに事務の権限が分かれておるんですね。こういうふうに分かれていって、僕らの考え方というのは、中核市並みの権限と財源は特別区だというふうなことを、まず大前提に置いてますから、この2ページの表の中核市のこの権限、下のところまでは、既に特別区だというのが大原則になっているわけです。だから、この枠に入っているものは1個1個チェックする必要もなく、もっと言えば、この中核市のこの権限、上の部分ですね、道府県と指定市となっているのは、基本的には新しい僕の言うところの大阪都になるというのが、

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

この前ね、自民党の提案をしっかり聞いといてくださいよ、あれ、もう一回読んどいてくださいよ。すごいいいっておっしゃったじゃないですか。区長に与えた権限と財源は、そのまま市長が追認するんですよ。ただ、最終的に区長にあたえた権限と財源はね。

(橋下委員)

だから、どこまで与えるんですか。

(花谷委員)

これは、今、政令市まで全て大阪市が持っているわけですから、そんなことを、この下のところで議論することないんですよ。政令市が持っている中でも、各公選区長に権限と財源を与えることができるんですよ、大阪市やつたら。

(橋下委員)

どこまで与えるんですか。

(花谷委員)

それはこれから議論したらいいじゃないですか。別にこの市町村の持っている、市長、大事なとこですよ。市町村が持っている、この下の権限だけを与えるんじゃないですよ、我々。中によっては、政令市が持っているものを各区長に与えてもいいことが出てくるかもわからへんと、こういうことです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、この表の見方、ちょっと勘違いされてますよ。これね、2ページの指定市というのは、市町村・特例市・中核市の権限も全部持った上で、指定都市の権限も持っているんですよ。これ全部市町村・特例市・中核市・指定都市というのは、全部ばらばらじゃなくて、これ積み上げ方式の表ですから、だから、この指定市の持っている権限、これずっと縦軸が中核市とか指定市とか市町村の分担になって、横軸が領域だから、だから示してください、区長がどの権限を。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

我々が主張しているのは、あくまでも政令市大阪市を残した上で区長公選も検討できるんじゃないのかということなんです。その上で、その区長さんがどういう権限を持つかということについては、例えば、今回の児童相談所の話をしますと、例えば、いわゆる児童相談所の設置権限は、まさに市長であるというふうに思います。ただ、その各区でも児童相談業務とかは区役所で行っていますので、そのあたりを各区各区の状況に応じて、例えば西成区は相談件数が多いから、相談員をようけ配置したいねんというときに、今、区長の裁量予算という形で動き出しておられますけども、これは例えばですけども、例えば、区役所に配置する相談員の増設であるとか、その相談体制の強化であるとか、あるいは西成区独自の相談ネットワークの構築であるとか、そういうところは区長さんに権限として、あるいは財源もつけておろしていくことができるかもしれませんねというような議論をさせていただきたいということなんです。

ただ、この点については、会長にぜひ聞いていただきたいんですけども、この点については、まさに入り口論をさせていただけるということとしておりますけども、この議論はまさに大阪市会でする議論だというふうに思うんです。

都市内分権、どんな都市内分権していきますねんということは、大阪市会で十分議論できると思うんです。ですから、都市内分権ということを我々も都市内分権があるじゃないかと言いますけども、その舞台はと言わいたら、大阪市会でやりましょうよ。ただ、この場では、特別区設置を想定した上で、特別区と設置の状況と現行とをどう比較していくのかということの議論に集中したほうが、都市内分権どうしますかいうたら、以前の大都市制度協議会と一緒に状況になりますので、そのあたり、会長にぜひ仕切りをお願いしたい。

(浅田会長)

仕切りってね、パッケージが出てきて、それから議論を始めましょういうことやったんです。だから、今回は、自民さんは見解を表明されないのかなと思ってたら、8つ表明していただきまして、また、パッケージが出てきた時点で、これやったら現行のほうがええんやないかという御主張できるパッケージ案であるかもしれませんし、だから、そこでまた、もうちょっと詰めた議論ができると思うんです。

木下委員。

(木下委員)

我々の入り口論の認識というものについて、十分に御理解をいただけてないのかなと、今の市長の発言を聞いて思ったんですけども、ニアイズベターというのは、何に比べてベターなんですかというところは、現行制度じゃないんですかというのが、我々の入り口なんですよ。だから、ニアイズベターやといって、市長も知事も維新の会の皆さんもおっしゃる。このベターの基準になるものというのは、今の現行制度やというのは、維新の会の大橋委員が今御説明された資料の2ページにも書いてある。このままでええはずがないねんと。

この問題意識は、多分、ここに入っているみんなが共有しているんやと。ただ、その方

向性が、特別区を設置しなければ解消しないのか、そうでなくとも、現行制度の中で改革していくんではないですかというのが、その議論の一番の対立軸になっているわけですよ。だから、そういう意味では、我々が目指している、いわゆる現行制度の中で、さらに改革を進めていくことのできる権限強化も含めた都市内分権のあり方というものについて、議論させてほしいというて言うてんのに、会長は、これは特別区の設置を協議する場やからということで、今までそういう協議を容認していただけरような発言はなかって、むしろ今、大橋委員からの御説明にもあったけども、いわゆる法律が成立しました、府も市も特別区設置協議会の規約を両議会で議決をしましたというような話の中で、これは特別区を設置することができるということであって、特別区を設置しなければならないという法律にはなってないんですよ。だから、入り口のところも含めて議論をさせていただけるこの協議会に我々は臨んでいるわけで、もし、今市長がおっしゃったように、我々が目指す大阪のきっちとした新たな制度設計というのをきっちと説明をさせていただけるんであれば、その機会を設けて、きっちり議論をしましょうよ。

特別区の設置がイエスかノーという議論だけでいくんやという会長の、いわゆるハンドリングがあったから、我々としてはそれをやめてたけども、今、市長のほうから、都市内分権について具体的に説明せえやという話が出るんやったら、きっちと議論をつくって、議論させてください。

(浅田会長)

それは、僕の理解するところでは、自民さんは、パッケージが出てきて、具体的な議論になると、そこでやらせてもらうという御発言だったと思います。

(木下委員)

だから、市長から出てきた今の議論で、委員間討論の中で必要なデータベースねんやつたら、我々、ニアイズベターの現行制度と、逆に現行制度との比較の中で、何がベターなんですかというところの話になってしましますよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

木下委員とか、この委員会に入られている市議会、府議会の委員の皆さんには、大阪市内の今の現行制度しか見てないんで、だから、大阪府域まで目を広げていただいたら、各市町村の現行制度というのが、木下委員、あるんです。

東京都を見てくださいよ。東京都特別区も、今の制度の中で、公選の区長を置いているんです。東京都は各区はどれだけの権限とどれだけの財源があるかというのは、もうあるわけです。ニアイズベターというのは、住民が自分たちの権限で、行政の執行者を選んで、自分たちの声を届くような形で行政が執行されるのが、ニアイズベターです。その範囲の話をしているんです。

す。だから、これは柳本委員が言われるように、大阪市議会の中で、今まで考えてこられた都市内分権研究ありますよね、大阪市がつくってきたね。だから、あれをもとにして、現行の体制での都市内分権と、僕らが言うところの現行の体制を越えた、もう一気に制度改正をやる究極の僕は都市内分権が、この大阪都構想だと思ってますから、これの対比だと思います。これ議論じゃなくて、後はもうどっちをとるかが、まさに住民投票の選択ですよ。

だから、皆さんがずっと事務方のほうに、現行の体制との比較、比較と言いますけども、今の体制を幾ら比較したって意味ないんで、皆さんが言うところの現行の体制でできる都市内分権の姿をはっきり見せていいってください。僕らは、都構想というその制度設計は、この大都市局を使いながら、制度設計をしますから、皆さんは、だから大阪市の中で、都市内分権の姿を見せてください。それ比較しましょうよ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、ここでごまかされたらいかんねや。橋下ワールドに入ってくるわけですからね。ニアイズベターというて、ずっと言うてこられたベターは、現行制度なんですよ。だから、我々が主張する都市内分権と比較してニアイズベターをおっしゃっている状況ですか。ではないはずなんです。ニアイズベターというのは、今の24区体制の大阪市という今の政令市の制度に対して、特別区の設置がニアイズベターにつながる究極のあり方なんやということなんですよ。だから、少なくとも現行制度に対して、市民に対してそれやったら説明責任にならない、ニアイズベターとして。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

ようわかりましたんで、とりあえず自民党案、木下委員、出したらいいいじゃない。

(木下委員)

会長、それでよろしいな。

(松井委員)

都市内分権の案ね。出してもらおう。そして比較しやすい。

(橋下委員)

比較したらいいんです。都市内分権を。

制度、いわゆる都構想、この二つのやっぱり比較になると思うんですよ。

だから、都市内分権という言葉だけじゃなくて、一体この公選区長にどういう権限と財源を渡していくか、その住民に近いところでの意思決定ができるのかということをやっぱり、都市内分権という言葉じゃなくて、具体的な制度を見せてください。それを完璧なものが見せれなくとも、僕らがつくっていく制度に比較して、いや、都市内分権のこういう方がいいじゃないですかということを見せてもらったらいいと思うんですよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

知事、市長ね、我々の都市内分権、その公選区長にどんだけの権限を与えるんだと、それで、中核市・特例市を知事は例に挙げられましたけども、我々が言っているのは、政令市が持っている全ての権限を公選区長に与えることができるんですよ。我々は、考え方としてはです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

僕らはね、花谷委員、もう一回、2ページの図を事務局からちょっと説明受けてください。僕らも政令市の権限のうち、中核市分は、まず全部区長に渡すということです。

(花谷委員)

それは分割した場合でしょう。我々は政令市のまま。

(橋下委員)

だから、花谷委員も、政令市のこの権限のうち2ページの表、2ページだけでいいですから、さっきの2ページの表のうち、どれとどれを区長に渡すのかというところを、はっきりそれ示してください、この政令市の権限のうちで。もうこの権限だけでもいいから、どれを区長に渡すのだと。そのときの財源はどうするのか。そのときには区長は公選制になると思うので。だから、見せてください、都市内分権、どの権限と財源を幾ら渡すのかとか。

(花谷委員)

了解。

(橋下委員)

全部渡すって、政令市は。

(花谷委員)

渡すことができるということですよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

私も、切に、この特別区の設置協議会が実り大きいものとなるように願っているんですよ。その上で、会長にもお願いし、また、整理をしていただきたいのは、都市内分権をどうしていくかというの、まさに、大阪市の都市内分権をどうしていくかなので、これは大阪市で議論しましょうと言いたいんです。

この特別設置協議会の最終的に協定書が策定されて、住民投票がなされるときには、ここで出てきた特別区設置案と、今の大阪市とどっちがいいですかということを、大阪市民に問うことになるですから、そのときに、我々が示した都市内分権の未来像と、ここで協議された特別区とを選ぶわけではないので、だからこそ、我々は現行制度と、ここで議論される特別区の方向性との案の比較がしてみたいという。

(松井委員)

さっきも木下委員が出すと言うてんのに、今、柳本委員は、もう出さないというような話はするい。だから、出してくれたらいい。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

この場ではなくて、この場をより実り多きものにするために、そのことについては方向性としては、市議会で議論しましょうという話をしているんです。

(松井委員)

いやいや、それは、市議会でも議論して、この会でも議論してもらわないと、これはやっぱり僕も委員の一員で出ている、いや、木下委員、柳本委員はここではやらないと言つてますけど、どうなんですか。

(木下委員)

会長が判断してくれたらええやん。

(松井委員)

会長、ほな出してもらいましょう。

(木下委員)

ただし、スケジュールは全部変わりますよ、当然。

(浅田会長)

特別区設置協議会規約に、そんなん何も書かれてないですよ。

(木下委員)

だからあかんと言うてたのに、市長からその話が出たからでしょう。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

だから、ここで事務局につくらせるのは、それは無理ですよ、もう事務局の負担から。だから、それは市議会内のものとしてやりながら、ここに提出してください、その案を。柳本委員、それね、住民投票のときに、都市内分権の案を出すんじゃないんですというのは、それはちょっと違うと思うんですよ。だって僕らは、今の現行のこの体制がおかしいという思いで、要は都市内分権、もっと言えば究極の都市内分権をやるのが、この大阪都構想ということなんですよ。柳本委員も花谷委員も、現行の体制のまんまで都市内分権が進んでいるとは思ってないわけでしょう。だから、現行の体制から、都市内分権をもっと進めていかないと先ほどから言っているじゃないですか。

公選区長も置いて、権限と財源、政令市が持っている権限のうち、その中で渡すものは渡していく、財源も渡していくといふんであれば、柳本委員もさつき児童相談所のあり方について、お金とかそういうことをやれば、体制を増やすことができると言われましたけど、実際に僕が大阪市をやっている限り、僕の認識ではそれはできないです。今の体制だと、大阪市役所の体制だったらできないです。だけど、それができるというのをおっしゃるのであれば、どういう形でやるのかを、それを都構想をやらなくてもできる、できると言われるんだったら、具体的のそのやり方を出してもらわないといけないと思うんですよ。やっぱりそこで比較するのは、都構想と、それから現行の体制をよりよくニアイズベターに近づけた自民党案や民主党案の都市内分権の案と、それと都構想が比較されて、住民の皆さんには判断することになると思うんですよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

根本的に都市制度の、あるいは行政の進め方の考え方として違いがあるのが、橋下市長

初め維新の会の方々は、今現在、平成27年4月を目指して、大都市制度、大阪の都市制度を変えようと、そこから新しい制度でスタートさせようとされておられます。我々のと言つていいのか、若干不安になってきましたけども、我々の認識として、私の認識としては、都市内分権については、現行の制度上ですので、徐々にできるところから進めていきましょうと、その上で最終的なゴールがどのような状態になるのかは、それは今、見定めることができない部分もあるかと思います。

ただ、できる部分から少しづつ、そういう意味では今、橋下市政のもとでしていただいている都市内分権も、この場でも何度も言わさせていただいてますけど、評価しております。そういう状況の積み重ねを、まさにこれは今も含めて、日々と一日一日生きている市民の生活があるわけですから、その市民生活に大きな影響を及ぼさないように、できるところから徐々に徐々に、よりよい制度にしていくという取り組みを考えているわけであって、そんな平成27年4月から、がらっと荒療治のように制度を変えてしまって、また、その荒療治による副作用が起こるような状況を、私たちは求めているわけではないということなんです。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)

これ、自民党案にね、柳本委員、公選区長と書かれているんで、がらっと現行制度では公選の区長はできないじゃないですか、選挙で。だから、自民党案もがらっと変えるという話じゃないですか。だから求めているんです、都市内分権案を。

(浅田会長)  
柳本委員。

(柳本委員)

今現在、そう言うとするいじやないかとか、また、政治家として責任がどうなんだと言われるかもしれませんけども、我々は、将来的に区長の公選、そこに準公選という言葉も書かせていただいてますけれども、それを含めて検討してはどうかということは提示させていただきました。それは事実として残っております。

しかしながら、いつの時点でやるかということには言っておりません。それはどういうことかと言いますと、先ほど言いましたように、徐々に徐々に、今、現行法制度上の行政区長に、それは公募ですけども、今その状態にどんどんどんどん裁量予算をふやし、また、今、局予算となっているものについても、区長予算として自由に裁量を使ってできるような予算を増やしていくことによって、まさに都市内分権が少しづつ進んでいくと思うんです。

その上で、いつも市長がおっしゃるように、これだけの権限や財源を与えた区長であるならば、むしろ公募とか、そういう形でなくて、住民の方々から選んでいただくべきじゃ

ないかというような段階になったときに初めて、そういう準公選であるとか、公選というステップに上がっていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

柳本委員にも一定の評価をいただいている今の公募区長制なんですけども、もちろんいろいろな区長で御迷惑をおかけしたことは申しわけなかったんですけども、ただ、僕が制度をつくった、今のその権限移譲ですね、今の、現行の公募区長に渡した、あの権限よりも、僕の任期中にさらに増やすということは、もう無理です。これはもう今のあれが限界のところまで目いっぱいのところまで渡しました。

それは、だって、今まで大阪市議会で、あそこまでの権限とか財源を渡すという議論があったのかどうかわかりませんが、僕は大号令かけて、市政改革室もつくりながら、そこで徹底して議論をやって、目いっぱい、渡すことのできる目いっぱいのところまで渡そうということで制度設計をやり、もう予算の仕方から何から、本当に短期間で市役所の職員が頑張ってやってくれましたけども、あれ目いっぱいです。

だから、もし今の公募区長に渡したもの以上に、そのほかに渡せるものがあるんだったら、それ出してください。そしたら、僕、やります。でも、今の制度のもとでは、もうあれが限界、現行の制度では、今の公募区長制に渡したあの予算、シティマネジャーという名を打って、局長の上にポジション、区長を置いて、こんなの今までの市役所でやってなかつたでしょう。

その中で、局の予算も、一応シティマネジャーが関与できるようになつて、70 0何十億ぐらいですよ。こんなのは前回まで50億か何かだったんでしょう。それを77 0億までふやしましたけども、ここをもう突破しようと思ったら、制度を変えないと、もう無理だというのは、僕の認識です。

でも、今の公募区長のあの制度、お金の配り方から何からというのを、もっと権限渡すことができるというんであれば、それを見せてほしいんです、徐々に徐々にと言われるんであればね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

確かに限界なのかもしれません。それは、私、市長でないのでわかりません。ただ、この間の公募区長さんに、今回初めて公募区長が予算編成に携わったときに、予算市会でいろいろ議論をさせていただいたときに、権限・財源は確かに与えてはいただいたけれども、結局のところは、局が実質的なものを担っていて、なかなか自由にできなかつたというような言葉、それは与えられた権限の中での、そこで裁量を十分に生かすことができなかつ

(松井委員)

柳本委員も、そういうことはわかると思うんですよね。だから公募区長の限界がある、それが。公選区長になれば、区民から選ばれて、自信持ってやりたいことをやれると、そういうことで、自民党はもう公選区長なんでしょう。だから、公選区長である限り、どんなだけの都市内分権をするんなら、どのパターンでいくのか、市町村なのか、特例市なのか、どこかその間なのか、それを出してください。

それは大阪市で、こういう形のペーパー出していただいてもいいですけど、この場所でも比較対象の対案として、これを議論するために、木下委員、出してくださいね。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

そりや、会長のお許しがいただけるんやったら、もう一回、党内で検討させていただきたいと思いますけど、さっき、市長のほうから、今の公募区長の権限とか財源がいっぱいいっぱいなんやというお話がありました。これが、都構想になれば、じゃあ、各区割りされた行政区に潤沢にその財源と権限がきちっと、いわゆるベターな状態で改善されるのでしょうかと。いわゆる府域内で上がってくる税収、あるいは市域内で上がってくる税収も、もう見えているわけですね。

そういう中で、行政効率としても、今現在ある大阪市という一つの自治体の中で、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、それぞれをもって運用している現状と、幾つのブロックに区割りを考えられているのかわかりませんけども、例えば、5ブロック案にしても7ブロック案にしても、その教育委員会も5つ必要になります。人事委員会も7つ必要になります。もちろん区議会も必要になります。今までよりも議員の数は増えていきます。いうようないろんな行政コストのコストパフォーマンスということを考えても、今の市長のロジックでいけば、何か都構想にすれば、それらのお金というものが潤沢に回っていくんですよというようなふうに聞こえて仕方がないんですね。

だから、例えば、府域内で上がってくる、市域内で上がってくる税収というのは、ある程度読める数字であって、都構想にしたら、格段に増えるんですよということにはならず、むしろ、例えば、国からの交付金にしても、今、大阪市は大阪市でもらっています。府は府でもらっています。ある意味で言うたら、二つの財布から国からの交付金を受けている現状があつて、都構想になれば、その財布が一つになって、財政調整というまとまつてもらえるような状況になって、大きな期待ができるのかどうかということも含めて、きっと、これまで、今この区割りのステージの中で議論する話じゃないんですけども、ただ、ベターやという部分の話の展開があったんで、その部分だけはちょっと確認をさせていただきたい。

(木下委員)

最後ということなんで、まとめないかんの。自分の言いたいことは。

(浅田会長)

まとめてもらたら困ります。まとめるのはこっちの役割ですから。

(木下委員)

もちろん今の市長の取り組みとかいうのについては、いい面も悪い面も含めて我々は一定の評価をします。ただ、当然のことながら、今、大阪市が抱えている借金とか、負の遺産も引き継がなければならない状況の中で、やっぱり市民にとってベターなのかどうなのかということ、それはやっぱり今、橋下市長がおっしゃるように、橋下市長の選択肢の中には、都構想しかないんだという考え方なんですよ。

我々はそうじゃなくて、もっと今の現行の市政改革をもっとスピードアップして、もっと精度を高めていくことによって、市民サービスが向上するんではないですか、あるいは行政効率も上がっていくんではないですかということを、我々は関市長の時代からいろんなプランニングをしながら、だから、交通局の問題にしても、我々は我々なりの考え方を持って、いろんな取り組みをしているところなんですよ。

ですから、その辺のところも踏まえた上で、都構想のメリット・デメリットという、いわゆる今回の特別区設置のメリット・デメリットというのを検証するときに、その入り口論になってしまふやないかということを言われるけども、我々としては、それよりもこうですよということを言って、きっと、もし機会があるんであれば、我々は今の現行の中で、もっとこういう市政改革を進めていって、市民に対する行政サービスも、今よりもよくなる、そして、行政効率も高められるようなというような、我々は我々なりのプランを持っているんで、特別区を設置するかしないかというその議論のテーブルで、もしそのお許しがいただけて、もし御理解がいただけて、あつ、それやつたら特別区設置しなくてもええなという結論になるような形で提案させていただけるんやつたら、そういう時間もいただきたい。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、今までずうっとこの協議会の前の検討会のときもそうだったんですけど、都構想についてのメリット・デメリットの議論ばっかりに終始していたと思うんですよ。そうじゃないんです。だって、新しい制度をつくるのに、そりやメリットもあればデメリットも、それは言わればありますよ、それはね。問題なのは、現行制度についてだってメリットだってデメリットだってある。だから、重要なのは、対比なんです。だから、我々が言う都構想に対して、自民党さんの言う対案を出してもらって、その比較ですよ。公募区長の今の制度、これよりももっとできるというんだったら、それも示してください。だ